

②毎月27日の育成料等口座振替に前月分の延長保育料が加算されて、引落としとなります。

※退所された場合は、次月の27日に退所月に利用された延長保育料が引落としされますので、ご注意ください。

<減免制度について>

育成料については「茅ヶ崎市児童クラブ条例施行規則」に則り、茅ヶ崎市の減免制度があります。

詳細は茅ヶ崎市こども育成部保育課でご確認ください。

新入所の場合は申請が年2回あります。在籍の方で6月まで決定が出ている方は、7月分から改めて申請が必要です。申請時期については別途配布するお手紙にてご確認ください。

<育成料等の不還付>

既納していただいた育成料等及び延長保育料は、還付しません。

ただし、指定管理者が災害その他特別な理由があると認める時は、育成料の全部又は一部を還付する場合があります。

■ 変更の届け出について

入所後に、住所、家族構成、保護者の就労状況等、入所申込書等の記載した事項に変更が発生したときは、速やかに茅ヶ崎市児童クラブ記載事項変更届出書及び必要な書類を提出してください。

■ 休所制度について

当法人が運営する児童クラブでは、休所制度は設けておりません。

■ 退所について

<退所の届け出>

入所児童が、「退所を希望する」ときは、退所希望月の10日までに「茅ヶ崎市児童クラブ退所届出書」を提出してください。

10日を過ぎますと、退所月が翌月となり、育成料等が発生しますので、ご注意ください。

また、一度退所して、年度内に再申請する場合は、**調整指数-2点**となりますので、ご注意ください。

<退所日>

児童クラブの退所日は、茅ヶ崎市児童クラブ退所届出書を提出した日によって次のようになります。

10日までの提出 → 提出した日を含む月末

11日以降の提出 → 提出した日を含む翌月末